

## 〈医療費〉

Q：医療費は本人分しか控除できないの？

A：医療費控除は、本人分だけでなく一緒に生活する家族の分も含めて計算することができます。一般的には、所得の多い方からまとめて控除すると税負担が軽くなります。※例外あり次項参照

Q：医療費は10万円ないと控除できないの？

A：医療費が10万円に満たなくても、所得が少ない方は医療費控除を受けられる場合があります。家族分を合計しても10万円に満たないときは所得の少ない方からまとめて控除した方がよい場合があります。

Q：たくさん医療費を払ったのに還付が少ないんだけど…

A：医療費控除による還付は、給与や年金等から天引きされている所得税の一部を納税者に返す手続きなので、それらの金額が少なければ還付される金額も少なくなります。

## 〈年金〉

Q：年金の収入しかないけど申告しないといけないの？

A：平成23年分の申告より、年金の収入が年400万円以下で、かつ他の所得金額が年20万円以下の方は確定申告の必要がなくなりました。ただし、医療費控除の還付を受けたい方等は従来どおり確定申告が必要です。

Q：妻も年金をもらい始めたけど夫婦の収入を合算して申告するの？

A：所得税は「世帯単位」ではなく「個人単位」で計算するのでご夫婦の収入を合算することはありません。

Q：妻の年金から天引きされた社会保険料は夫から引けないの？

A：年金等から天引きされた社会保険料は本人分からしか控除できません。

## 〈土地や建物等の売却〉

Q：購入したときの資料がないとたくさん税金がかかると聞いたけど…

A：売却した不動産の購入価格が不明なときは、購入価格を5%で計算するのが一般的です。この場合、売却価格の20%(5年超保有)に近い税金がかかります。ただし、資料を準備することで税負担を軽減できる場合があります。専門家に一度ご相談ください。

Q：自宅を売って損が出たときは、申告しなくていいと言われたけど…

A：要件を満たしていれば税金が還付される場合があります。専門家に一度ご相談ください。

## 〈株式等の売却〉

Q：株を売却したけど、赤字でも申告の必要があるの？

A：上場株の売却で出た赤字は、上場株の配当等と相殺して税金を還付してもらうことができます。配当等がなくても、確定申告をすることで赤字を3年間繰り越すことができます。

## 〈個人事業〉

Q：業績不振で赤字なんだけど、申告の必要があるの？

A：事業以外に年金等の収入がある場合は、確定申告をすることで税金が還付される場合があります。また、青色申告の場合は確定申告をすることで赤字を3年間繰り越すことができます。

## 〈住宅ローン控除・住宅取得資金の贈与〉

Q：転居したら受けられないと聞いたけど…

A：会社の事情によるやむを得ない転居で、家族はこれまでとおりご自宅に住み続ける場合は引き続き控除を受けられる場合があります。また家族と一緒に引っ越す場合でも事前に手続きをすれば再居住した際に控除を受けられる場合があります。専門家に一度ご相談ください。

Q：住宅を購入するのに親から資金援助を受けたのだけど…

A：住宅取得資金の贈与の特例には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの制度があります。専門家に一度ご相談ください。